

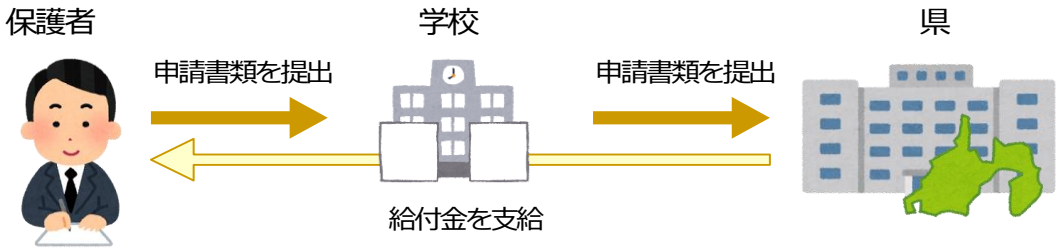
**★対象者のみ、7月に申請★
申請書の配布は6月を予定**

奨学給付金制度について

(1) 奨学給付金制度とは・・・

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税（「給付対象者」の下欄の※1参照）の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給付対象者	<p>次の要件をすべて満たす者に給付されます。（令和6年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税 ※1であること ☑ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学していること ☑ 保護者等が静岡県内に居住していること ※2 ☑ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※3 に在学していること
	<p>※1 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯。 ※2 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。 ※3 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。</p>

(2) 支給額

世帯区分	区分	給付額（予定）	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制〉
生活保護(生業扶助)受給世帯	—	32,300円	32,300円
保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯	1人目	122,100円	50,500円
	2人目以降 ※	143,700円	
※ 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合			

★ 御不明な点につきましては、事務室（電話番号：(0545)－61－0100）へお問い合わせください。